　事務連絡

令和元年５月29日

各都道府県教育委員会総務担当課

各指定都市教育委員会総務担当課

各都道府県私立学校事務主管課

各国公立大学

各文部科学大臣所轄学校法人

各国公私立高等専門学校

構造改革特別区域法第12条第１項

の認定を受けた各地方公共団体

各大学共同利用機関法人

各文部科学省施設等機関　　御中

各文部科学省特別の機関

各文部科学省独立行政法人

各文部科学省国立研究開発法人

日本私立学校振興・共済事業団

公立学校共済組合

文部科学省大臣官房総務課

プレミアム付商品券事業における

ポスター・チラシの提示（設置）への協力依頼について

　政府は，消費税・地方消費税率の１０％への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに，地域における消費を下支えすることを目的として，プレミアム付商品券事業を実施することとしています。

その実施に当たり，プレミアム付商品券事業を担当する内閣府から，購入対象者に対する広報活動の一環として，広報資材（ポスター・チラシ）の配布について，別添のとおり協力の要請がありました。

　つきましては，下記のとおり，広報資材の配布，設置及び掲示（以下「配布等」という。）について，御協力をお願いします。

記

１．各都道府県・市区町村教育委員会、各都道府県私立学校事務主管課への対応依頼

○　内閣府より各都道府県・市区町村のプレミアム付商品券事業担当課室宛に広報資材が提供されますので，各都道府県・市区町村教育委員会においては，当該課室と連携し，学校の負担軽減の観点も踏まえつつ，必要に応じて，所管の学校（幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。），公民館，図書館及び博物館への広報資材の配布等をお願いします。

○　各都道府県私立学校事務主管課においては，プレミアム付商品券事業担当課室と連携し，学校の負担軽減の観点も踏まえつつ，必要に応じて，所轄の学校法人を通じ，私立の学校への広報資材の配布等をお願いします。

○　各都道府県教育委員会においては，本事務連絡の趣旨について，域内の市区町村教育委員会に対し，周知していただくようお願いします。

２．その他の各機関への対応依頼

○　６月上旬に，内閣府が委託している業者より，各機関に対し，ポスター・チラシの希望部数や配送先等の登録に関する連絡がありますので，ご対応をお願いします。７月上旬から下旬頃には，登録内容に基づき委託業者よりポスター・チラシが発送される予定です。

○　各国公立大学においては，大学施設内への広報資材の配布等に加え，附属の学校及び博物館への広報資材の配布等をお願いします。

○　文部科学大臣所轄各学校法人においては，設置する学校への広報資材の配布等をお願いします。

○　構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体においては，学校を設置する株式会社を通じ，当該学校への広報資材の配布等をお願いします。

（参考）各施設への広報資材の配布等部数の目安について

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主体 | 施設 | 配布等部数の目安（各施設毎） | |
| チラシ | ポスター |
| 各都道府県教育委員会 各市区町村教育委員会 | 公立の学校 | － | １ |
| 公立の公民館 | 50 | １ |
| 公立の図書館 | 50 | １ |
| 公立の博物館 | 50 | １ |
| 各都道府県 | 所轄する私立の学校 | － | １ |
| 各国公立大学 | 大学施設 | － | １ |
| 附属の学校 | － | １ |
| 附属の博物館 | 50 | １ |
| 文部科学大臣所轄各学校法人 | 設置する学校 | － | １ |
| 各国公私立高等専門学校 | 学校施設 | － | １ |
| 構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた各地方公共団体 | 株式会社立の学校 | － | １ |
| その他の法人 | 所管施設 | － | １ |

（担当者連絡先）

大臣官房総務課法令審議室審議第四係　内野，山田

電話：03-6734-2156（直通）

03-5253-4111（内線2156）

E-mail：takashi-uchino@mext.go.jp

tetsuya-yamada@mext.go.jp